大阪府内産木材利用促進モデル整備等業務（その１）
仕　様　書

第１条　業務目的

平成22年に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行され、大阪府では、大阪府有施設や大阪府の事業において木材特に大阪府内産木材の使用を進めてきた。また令和元年度からは市町村及び都道府県において森林環境譲与税を財源として、適切な森林の維持管理やこれにつながる木材利用の促進の取組が行われることとなった。こうしたことから大阪府内の市町村でも木材利用の取組が積極的に行われることが期待されている。

しかし､まだまだ地元産材である大阪府内産木材を使用した施設整備の事例は少なく、また、府内産木材のサプライチェーンの構築も未成熟であるなど、実際に木材利用を実施・検討する際に必要となる情報が不足していることが課題となっている。

今回の事業は、その課題を解決することを目的に、主に府内産木材を活用した木材利用モデル事業として、大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）１階フェスパにおいて、内装木質化や木製什器を導入することにより、利用者にとって魅力ある木質化空間を創出するとともに、この業務実施過程において得られる木材利用に取り組む上で有用となる情報について取りまとめを行い、市町村職員等に向けた現地研修会や資料（市町村職員向けの木材利用マニュアル）を作成して、情報発信を行う業務を実施するものである。

注　1）内装木質化：床・壁・天井などの内装に木材を使用すること。

2）木製什器：木製の机・椅子・棚・パネルなどの機材

3）木質化空間：木材を使用し、木材の良さを感じることのできる空間

第２条　業務期間

契約締結日から令和４年2月25日（金）まで

第３条　委託上限額

金　２９，７００千円（税込）

第４条　業務場所

〒559-8555　大阪市住之江区南港北１丁目14-16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）１階フェスパ　エリアＡ及びＢ（別図参照）

第５条　業務内容

府有施設（大阪府咲洲庁舎１階フェスパ）の一部の空間を活用し、新たに内装木質化や木製什器を導入して利用者にとって魅力ある木質化空間を創出する木材利用モデル事業を実施するものである。

また、この業務を実施する過程で得られる、木材利用に取り組む上で有用となる情報について取りまとめを行い、市町村職員等に向けた現地研修会を実施して情報発信するとともに、業務情報資料（市町村職員向けの木材利用マニュアル）の作成を行うものである。

ア　木質化空間の整備

イ　業務情報の取りまとめ並びに現地研修会及び資料作成

第６条　業務の具体的内容及び提案を求める事項

（１）木質化空間の整備

①　業務内容

業務箇所である大阪府咲洲庁舎１階フェスパにおいて、内装木質化や木製什器の導入により木質化空間を整備する業務である。

〇大阪府咲洲庁舎１階フェスパは、この建物の中央部の大きな空間であって府庁舎のロビー的な形態をともなっている。整備対象はこの空間のうちの２つのエリアＡ及びＢである（別図参照）。

［エリアＡ］

◇フェスパの南東側に位置し、広さは約 135 ㎡である。中央部には旧水路設備があるが、現在は未使用である。

現在このエリアは特に利用されていない。

＊かつて休憩スペースとして利用されており、鋼製の椅子及びテーブルが置かれていたが、エリアＡ付近の工事のため、フェスパ北西側のスペースに移し、そこを一時的休憩スペースとして利用中である。

◇このエリアにおいては、（引き続き）休憩スペースとしての利用形態としたまま、木質化空間の整備を行う。主に、現存の椅子やテーブルを撤去して木製品に入れ替えるなどの方法によると考えられるが、内装を木質化する整備を追加して行ってもよい。

［エリアＢ］

◇フェスパの中央に位置し、広さは約 255 ㎡である。位置的に非常に目立つ箇所であり、両側から２階に上がる階段がある。中央部は２階からのウォーターシャワー、落下箇所に水溜施設があり、かつては使われていたが現在は未使用である。また、かつて水が流れていた円形の空間があるが、ここは現在立入禁止であり、美術作品（現代アート）の展示設置を行っている。

◇このエリアにおいては、既展示品を別箇所に移設して、新たに休憩スペースを目的として木質化空間の整備を行う。旧設備等に対してこれを被覆するなどの内装の木質化を行った上で、木製品の椅子やテーブルを導入するなどの方法によると考えられる。

○エリアＡ及びＢともに休憩スペースとして整備するが、これはコロナ禍の三密を避けたいとの意図がある。現在、フェスパの北東に椅子及びテーブルが置いてあり、休憩スペースとして使用している。この休憩スペースで休憩できる人数と同等以上の人数が休憩できるように、エリアＡ及びＢに分散させて椅子等を設計すること。
＊コロナ禍の密をやわらげたいが、休憩人数は確保したいとの意図がある。

○エリアＡ及びＢの整備に当たっては、全体として統一された木質化空間とするとの提案でも、各エリアでコンセプトを変えた木質化空間とするとの提案でも、どちらでもよい。

② 提案事項

次の事項について提案してください。

【提案を求める事項】

ア　今回新たに整備する木質化空間の整備内容や整備手法について提案すること。提案に当たっては下記※１～５の内容を踏まえつつ、どのようなコンセプトで考えたのかがわかるように、デザインパース等わかりやすい形を用いて提案すること。

※１　人目や手で触れる箇所にできるだけ多くの木材を使用するなど、施設の利用者が木の良さを体感でき、公共空間に相応しいデザインを考慮した提案とすること。

※２　本モデル業務は、大阪府内産木材について、利用する場合の注意点などの把握や調達体制（サプライチェーン）の確認といった目的を含んでいる。そのため、人目や手で触れることのできるところなど利用者にアピールできる箇所において使用する木材は大阪府内産木材を主体とした提案とすること。ただし、部材によっては府内産木材の調達や使用が難しいなどの理由から、地域産木材を使用する場合も考えられるが、その場合は府内産木材を使用しない理由等を整理して明記すること。
提案においては、府内産木材が主体であるか、また調達が実現可能であるかを示すため、「府内産木材の使用量」、「全木材に占める府内産木材の割合」及び「府内産木材の調達体制」について具体的に記載すること。

※３　単純に木材を利用しただけ、木製什器を導入しただけの内容ではなく、施設やエリアの特徴を踏まえた提案とすること。

※４　エリアの利用形態・目的から逸脱せず、かつ、周囲との施設・構造物との調和も図った提案とすること。

※５　本業務はモデル事業であり、類似の機能をもった施設において木材利用をする際に参照にできるようにとの目的を含んでいる。よって、施設の特徴を活かしながらも、ある程度のモデル性（普遍性）を持つような提案とすること。

イ　上記の整備内容及び手法に基づいて、実際に木質化を行うための具体的な設計を図面等により提案すること。提案に当たっては下記※１～３の内容を踏まえたものとすること。

※１　利用者の利便性・使いやすさを考慮した構造を提案すること。
※２　内装木質化をする場合は、既存の建築躯体・構造体に影響が生じない組立式等で設置できるような構造を提案すること。
※３　維持管理がしやすいようメンテナンスの手間が少なく、破損時における部材交換が容易な構造を提案すること。

ウ　上記整備にかかる積算経費について提案すること。なお、積算経費の算出に当たっては、内装木質化に使用する木材及び木製品の価格と、施工費・設置費・運搬費等は区分けすること。

③　業務に関する留意事項

○設計においては、利用者の安全性を十分に確保し、消防協議をはじめとした法令を満たすものとすること。なお、実際の業務実施において、施設管理上における府有施設管理者との協議が必要であり、施設の運用や管理及びその他要件に応じて、実際に実施できる内容に調整を行うこと。これにより企画及び設計内容を修正した上で詳細設計の見直しを行うこと。

○設計において既存の建築物躯体・構造体に影響が生じない（傷つけない）ものとするが、安全性を確保する等の理由から木製構造物をアンカーで固定する作業等が必要な場合は、業務を実施する際に施設管理者と協議を行い、必要に応じて設計の変更等の対応を行うこと。

○ユニバーサルデザイン・バリアフリーを取り入れ、多様な利用者に配慮した設計とすること。

○エリアＡには床に既存の水路設備が存在しており、整備後の利用に支障が生じないように処置する必要がある。旧設備を被覆、埋込、形状を活用するデザインなどにより処置すること。

○エリアＡにある既存のデザイン（赤い球体）は移動できないため、原則としてそのまま存置するが、木質化空間のデザインの統一性から被覆等による隠す処理、又は撤去を行う提案は可能である。

○エリアＡは天井が低くスプリンクラーが設置されている。そのため木質化の設置物はスプリンクラーヘッドからの離隔距離（下方45cm、水平方向30cm以上）を取る必要がある。（消防の事前協議が必要である）。

○エリアＢにある現在使用していない旧ウォーターシャワー設備・水溜施設は、今後も使用する予定がない。特に水溜施設は、底はモルタル塗りで古い照明設備が残っており、特に近寄るとあまり良好な景観でないことがわかる状況である。

　これらに対しては、主に内装木質化の手法により、被覆、形状を活用するデザイン等により、特に休憩する目線を通して、古い設備が目立たなくなるような処置をとること。なお、古い照明設備は撤去することも可である。

○エリアＢの現在美術作品が置かれている床面は、フェスパ床面より約15㎝高くなっている。車いす利用者でも休憩スペースを利用できるスロープを設置するなど、バリアフリーに対して考慮すること。

○エリアＢの両側にある２階への階段について、階段と休憩スペースとの間での視線

について考慮する必要がある。また、階段の構造物が休憩スペースの利用者の頭にぶつかるなどの危険が生じないよう安全性に配慮すること。

〇エリアＢに設置されている美術作品（現代アート）の展示物は、庁舎内の別の場所へ移設する。詳細は別添「美術作品移設作業特記仕様書」による。なお、美術作品の移設にかかる費用も積算経費に含めること。

〇整備にあたり、振動や騒音の出る場合は、閉庁時間（原則として夜間 24 時から朝 6 時まで）に実施すること（閉庁日はない）。また、整備期間中は必要に応じてエリアを簡易防護壁等で囲うこと。

〇資材置き場が必要な場合は、必要な面積と期間を算出し、あらかじめ施設管理担当課に協議の上で、整備に着手すること。

〇既存の椅子やテーブルなどで撤去処分が必要なものは、その費用も積算経費に含めること。

（２）業務情報の取りまとめ並びに現地研修会及び資料作成

①　業務内容

（１）の木質化空間の整備の業務を行うとともに、この業務を実施する過程で得られる、木材利用に取り組む上で有用となる情報（＝業務情報）について整理や取りまとめを行う。さらに、この業務情報について、市町村職員等に向けた現地研修会を実施して情報発信し、業務情報資料（市町村職員向けの木材利用マニュアル）の作成を行う。

〇木材利用に取り組む上で有用となる情報（＝業務情報）：市町村においても所有施設での木材利用について検討しているが、どのように設計・施工するか、注意点・問題点は何かなど、知りたいと思っている情報がある。この事業では、木材利用のモデルとして市町村が参考にできる情報を入手し、市町村の木材利用促進を支援することが目的である。よって、本項目の業務はこの目的を理解して行うこと。

〇現地研修会は、市町村職員及び関係者に対して 2 回以上行うものとし、実際の整備工事期間中及び完成後に各１回以上行うものとする。現地研修会では、取りまとめている業務情報のほか、実際の施工中しか提示できない情報を含めて情報発信すること。

〇業務情報は、市町村職員向けの木材利用マニュアルとして、取りまとめを行う。業務情報資料（市町村職員向けの木材利用マニュアル）は、市町村やその関係者に対して公表するものである。また府ホームページでの公表も行う予定としている。

②　提案事項

次の事項について提案してください。

【提案を求める事項】 ア　木材利用に取り組む上で有用となる情報についての取りまとめる内容や方法、また現地研修会の方法について、下記の内容を踏まえて提案すること。 ※１　木材利用に取り組む上で有用となる情報について、効率よく内容を整理して提案すること。また、業務情報資料（市町村職員向けの木材利用マニュアル）

として取りまとめる方法を提案すること。
※２　施工中しか見られない情報も含めて、効果的に発信する現地研修会の内容や手法を提案すること。

③　留意事項

〇取りまとめる業務情報は、本業務の企画段階から、設計、施工、完了までで実施する一連の過程で得られるものを主体とする。なお、直接業務で扱っていないが関連性がある情報などを含めてよい。

〇取りまとめる業務情報の内容は、設計の概要や特色、詳細設計のほか、府内産木材も含めた木材の特徴、木材使用の注意点、実施施工における注意点、府内産木材の調達方法・調達可能量、工期及び納期などのほか、特に知っていたほうが効果的である内容とする。なお、業務中に別途有用な情報があると判明した場合は、業務に支障のない範囲で適宜追加すること。

〇現地研修会は整備工事期間中及び完成後に各１回を標準とするが、さらに分けて情報提供を行うほうがよい場合などは回数を追加してよい。

〇現地研修会の会場は施工現場を標準とするが、現場以外に場所が必要な場合は、別途、受注者の負担により会場を確保すること。

〇業務情報資料（市町村職員向けの木材利用マニュアル）は、電子及び紙媒体で作成するものとし、紙媒体は100部以上とする。なお、取りまとめる業務情報は外部公表（ホームページによる公表も含む）を前提とした内容とする。

第７条　そのほか

（１）受注者の業務責任者

受注者は、この業務の履行にかかる業務責任者を置き、その氏名その他必要な事項を、この契約締結時に発注者に届けなければならない。当該業務責任者を変更した場合も同様とする。

（２）大阪府の監督職員

みどり推進室長は、この契約の履行に際し、監督職員を定め、その氏名を受注者に通知する。当該監督職員を変更した場合も同様とする。

監督職員は前項に定める職務のほか、次に掲げる権限を行う。

・契約の履行についての受注者に対する指示、承諾又は協議
・契約書の内容に関する受注者の質問に対する回答
・業務の処理状況の確認及び履行の確認

（３）業務計画

契約締結後速やかに業務計画書及び業務工程表を提出し、監督職員の承認を得ること。

その内容に変更が生じた場合はその都度関連するものについて監督職員の承認を得ること。

（４）業務管理

・業務に起因する事故、苦情等は受注者の責任において解決するとともに監督職員に報告すること。

・業務中、過失等により業務箇所内外の施設等の損傷、破損があった場合は、速やかに監督職員に報告し、受注者の責任において復旧すること。

（５）成果品

・業務実施に関する成果品は次のとおりとする。様式は任意とする。

・原則として電子納品とする。電子納品については、ＣＤにより「大阪府土木部電子納品要領（案）[業務委託編]」（平成２５年４月 大阪府都市整備部）に準ずるものとする。なお、「大阪府土木部電子納品要領（案）[業務委託編]」は、大阪府都市整備部のホームページ（以下のＵＲＬ参照）に掲載している。

http://www.pref.osaka.jp/jigyokanri/cals/index.html

また、納品媒体はCD-ROMとし、正と副の２部を納品すること。なお、CD-ROMに格納された書類データは、紙に印刷（製本）の上、CD-ROMと併せて納品する。

①　業務計画書

②　企画提案書（業務実施において修正があった場合は修正企画提案書）

③　詳細設計成果品（図面）

④　各納品物の規格、仕様説明書

⑤　メンテナンス仕様書

⑥　現地研修会実施報告書

⑦　業務情報（木質化情報）報告書

⑧　業務実施経費精算書

⑨　打合せ協議簿

⑩　官公庁提出書類（法令協議等）

⑪　その他資料

⑫　電子データ（CD-ROMに格納したもの）　　２部

なお、上記に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、これを定める。

（６）適用

業務の履行に当たって、本仕様書のほか、設計業務に係る部分に関しては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設計業務委託共通仕様書」に準拠する。なお、実施に当たっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、施設整備関連「建築設計基準」「木造計画・設計基準」、「大阪府福祉のまちづくり条例」の諸基準に準拠して行うこと。

施工に係る部分に関しては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」「公共建築工事標準仕様書」に準拠する。

なお、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の仕様書及び基準は、下記URL参照のこと。

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html#３－４

（７）そのほか

本仕様書で明記されていない事項及び疑義が生じた内容については、監督職員と協議の上解決を図ること。

咲州コスモタワー　１階フェスパ

別図

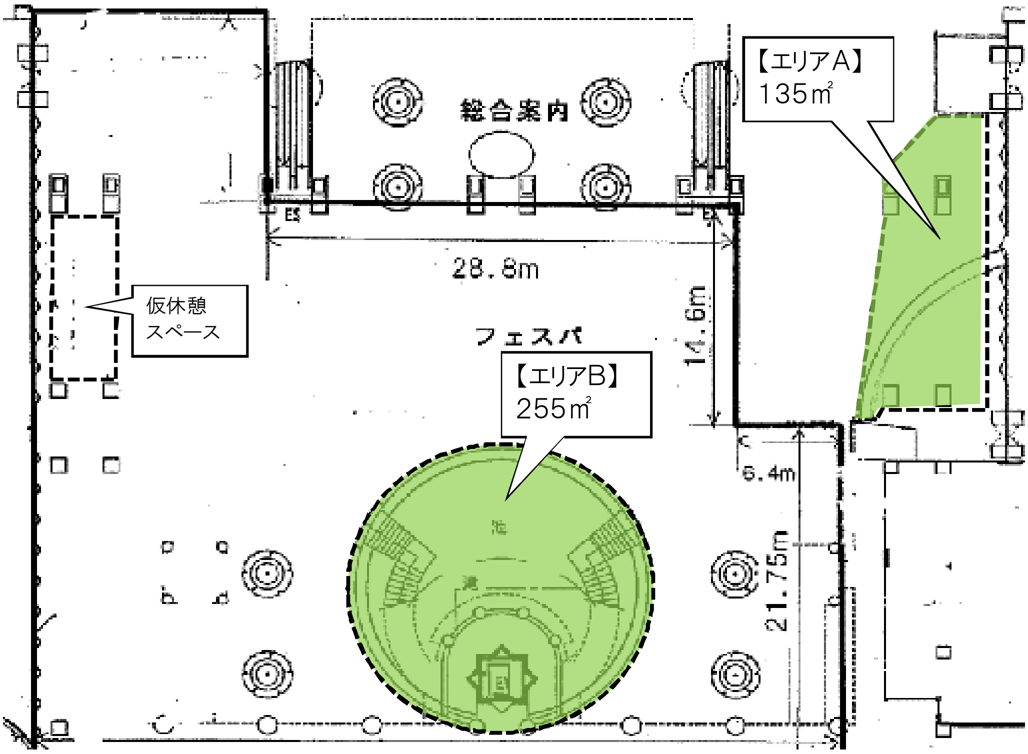

エリアA

エリアB

美術作品移設作業特記仕様書

１　内容

　既設の大阪府所蔵の美術作品を、移設先へ安全に運搬し、再度配置し展示を行う移設作業である。

２　場所

所在地　大阪市住之江区南港北１－１４－１６
　　　　大阪府咲洲庁舎
　　　　同庁舎内　　１Ｆフェスパから　２Ｆエレベーターホールへの移設

移設元	移設先
１階　フェスパ 旧ウォーターシャワーエリア	２階　エレベーターホール

３　移設する美術作品

移設する美術作品は次の３点である。

	作　家　名	作　品　名	ID	高さ	幅	奥行	重量	評価額	展示方法	台座･カーペット	結界	転倒のリスク対応
27	アントニーン･スティブーレック	使者	1354_0003	230	235	375	80	1766666	置くだけ	養生床カーペット	ベルト結界有り	ワイヤー固定が必要
28		生き物	1354_0007	295	160	？	80	2733000	部品の組立が必要	養生床カーペット	ベルト結界有り	ワイヤー固定が必要
29	マーカス･クリスピアン･リチャーズ	満ちた円環	1361_0001	120	210	102	40	4000000	部品の組立が必要	養生床カーペット	結界設置	

４　業務の内容と範囲

（基本的な考え方）

　美術作品は取扱いに注意を要することから、作業全般にわたり美術作品の取扱いに熟知した現場責任者が立会い、各作業員に明確に作業手順及び内容の指示を行うものとし、美術品輸送で一般的とされる手法により梱包、輸送、解梱、配置等の作業を、学芸員（府立江之子島文化芸術創造センター所属）の立ち合いのもと、受注者において行う。

（業務項目）

美術作品の移設元（大阪府咲洲庁舎（１階フェスパ））において安全に輸送に耐えうるよう梱包し、移設先（大阪府咲洲庁舎（２階エレベーターホール）に搬送し、解梱、配置、展示の作業を行うこと。

(1)　移設先（２階エレベーターホール）での配置及び展示する箇所については、あらかじめ大阪府と協議して詳細位置を取り決め、その上で移設作業することとする。現時点では、移設先に既に設置されている展示品二点を数メートル平行移動して、その空いたスペースに設置することを想定している。（別紙「アート移設イメージ」参照）

(2)　移設した美術作品を展示するに際して、転倒防止のための耐震補強措置（ワイヤー、ゴムシートなどでの固定）をし、移設にあたり解体・組立が必要となる複雑な作品は展示のための技術的なサポート要員を配置するなど、必要な処置を、大阪府と協議の上で講じるものとする。

（梱包に係る消耗品）

(1)　美術作品を梱包又は包装するために必要なダンボール箱、クラフトテープ、ラベル、エアキャップなどの消耗品は受注者において調達すること。

(2)　美術作品の移設が完了した後に発生したこれらの消耗品の処分については、受注者において場外処分するものとする。

（必要とする機材、作業室）

搬出、搬入、設置の際に特別な機材（フォークリフト等）を必要とする場合は、受注者において調達すること。

（搬出入経路）

(1)　搬出入経路については、計画段階で大阪府に協議すること。

(2)　車両については、可能な車両台数及び駐車場所等についてあらかじめ大阪府に協議すること。

（養生）

移設に際しては必要に応じて、美術作品や建物の保護養生を行うこと。

(1)　養生の場所は、移設元及び移設先の館内の搬出入時における通路や扉等の必要とされる場所とし、受注者が実施するものとする。

(2)　受注者は、作業が完了するまでの期間、養生の完全な状態を維持するものとする。

ただし、１階、２階及びエレベーターの養生については、作業を行わない日は一時養生を撤去しなければならない。

(3)　受注者は、すべての作業が完了した後に、養生の撤去を行うものとする。

５　実施計画書の作成

受注者は、契約後に事前実地調査を行い、速やかに実施計画書を作成し、大阪府の承認を得ること。実施計画書の作成に当たっては、次項に記載する点に留意すること。

6　実施に当たって

(1)　業務体制等

① 受注者は、業務を履行するために必要な人数の従事者を選任し、自己の責任において従事者を指揮監督するとともに、従事者による業務上の行為については、一切の責任を負わなければならない。

② 受注者は、自己に代わって当該業務の指揮監督をするため業務従事者の中から高度に熟練した現場責任者１名を選び、その氏名その他必要な事項を書面により、作業開始日の前日までに発注者に届け出なければならない。当該業務責任者を変更した場合も同様とする。

③ 受注者は、業務従事者の氏名その他必要な事項を書面により、作業開始日の前日までに発注者に届け出なければならない。当該業務従事者を変更した場合も同様とする。

(2)　服務規律

① 受注者は、作業に従事する者に対し、作業を行うに適した服装を着用させ、常に身分を示す証票を携行して作業の従事者であることを明確にしなければならない。

② 受注者は、作業の履行を通じて知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の契約期間満了後及び解除後においても同様とする。

③ 受注者は、発注者の信用を失墜する行為をしてはならない。

(3)　実施方法

① 受注者は、作業の実施にあたり、作品の盗難、滅失、紛失、損傷、その他の事故がないよう十分注意しなければならない。

② 移設作品の取扱いに当たっては、損傷しないよう、必要に応じてエアキャップ、巻段ボール、布、木材等の緩衝材や覆材を用い丁寧に運搬するものとする。

③ 受注者は、作業の実施に当たって、発注者若しくは発注者の職員又は第三者に危害又は損害を与えないように、万全の措置をとらなければならない。

④ 受注者は、常に円滑な作業の実施に努め、作業の停滞その他の理由による混乱等が生じないよう万全を期すること。

(4)　作業報告

① 受注者は、作業終了後、実施報告書に作業内容を記録し、発注者に提出しなければならない。

② 受注者は作業の内容等に不測の事態が発生した場合は、速やかにその内容等を報告し、発注者の指示を受けるものとする。

7　臨機の措置等

受注者は、履行に当たって次に掲げる事項が発生又は発生する恐れのあるときは、発注者及び受注者が協議のうえ、臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の判断により臨機の措置をとらなければならない。

① 天災、交通事故、交通渋滞その他の事由により、作業に支障が生じたとき。

② 作業の実施に当たって、発注者若しくは発注者の職員又は第三者に損害を与えたとき。

③ 作品が盗難、滅失、紛失、又は損傷したとき。

８ 事故防止と補償

作業の実施に当たっては、受注者は善良な管理者の注意をもって、諸法令、法規を遵守し、事故の防止に万全を期すものとする。なお、万一、次の事項の事故が生じたときに備え、必要な輸送及び展示作品等の保険等への加入も検討するなど、事故が生じた場合には受注者の責任において処理及び補償すること。

① 第三者、施設利用者及び受注者の従事者の人身事故

② 作業車両による全ての事故

③ 敷地内通路の縁石・植栽及び建物とそれに付随する設備に対する事故

④ 移転物品等に対する事故

⑤ その他受注者の管理に基づく事故

９ その他の事項

本仕様に定めのない事項であっても、受注者として当然行うべきことは誠意をもって実施するものとし、また、作業実施の細部について疑義が生じたときは発注者と受注者が協議の上、実施するものとする。

（別紙「アート移設イメージ」参照）

u　**1** 階 **2** 作品を **2** 階南側に移動。既存２作品をずらして互い違いで配置

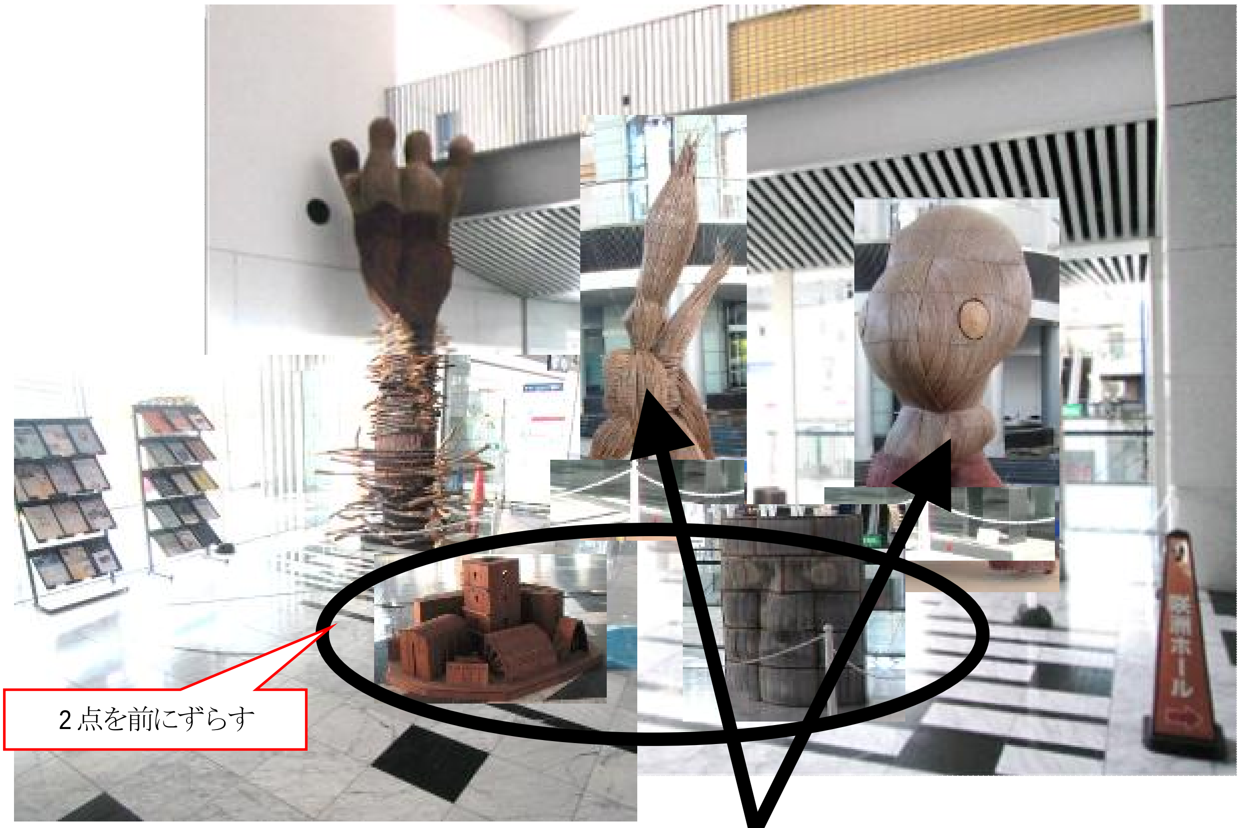

※上記 **2** 点をずらす

※**4** 点を交互に配置

ただし、**1** 階の **2** 点は

固定が必要なため、

後部になる予定（順序等未定）

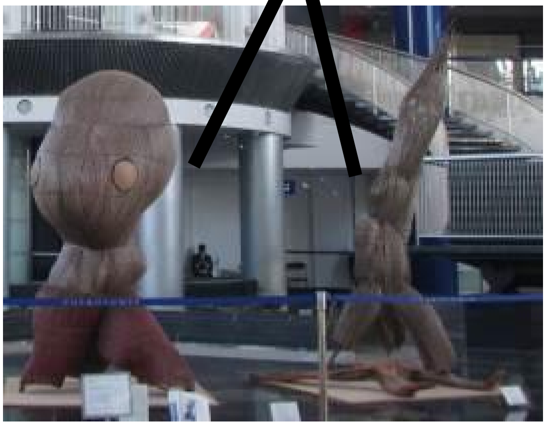
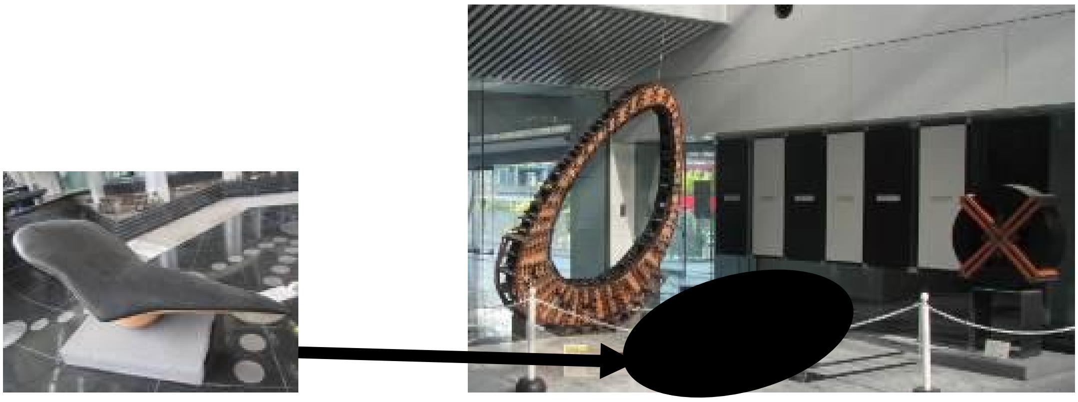
u　**1** 階の **1** 作品を **2** 階北側の作品同士の間に配置